

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定	福 祉 保 健 課
・生活保護法に基づく指定医療機関の変更	"
・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	"
・生活保護法に基づく指定施術機関の指定	"
・生活保護法に基づく指定施術機関の廃止	"
・生活保護法に基づく指定介護機関の指定	"
・手数料徴収事務の委託	長 寿 社 会 課
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 支援医療機関の変更の届出	障 害 福 祉 課
・農業改良資金に係る償還金及び未収金回収業務委託	農 業 経 営 課
・保安林の指定の予定	林 政 課
・保安林の指定の解除の予定	"
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
・道路の供用開始(2件)	"
◎ 公 告	
・大規模小売店舗の新設の届出	経 営 支 援 課
・大規模小売店舗の変更事項届出	"
・令和2年度職業訓練指導員試験の実施	雇 用 労 働 政 策 課
・土地改良区の定款変更の認可(3件)	農 村 整 備 課
◎ 教 育 委 員 会 告 示	
・令和3年度県立高等学校・県立中学校の生徒募集定員	総 務 課
◎ 正 誤	
・令和2年5月29日付け長崎県公報第10925中	道 路 維 持 課

告 示

長崎県告示第451号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和2年6月19日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

医療機関名	開設者	所在地	指定年月日	有効期間
ヤクシン薬局大村駅前店	株式会社ヤクシンP G 代表取締役 藤本 明弘	長崎県大村市東三城町8-7	令和2年6月1日	令和8年5月6日
かわい歯科クリニック	河井 洋祐	長崎県諫早市多良見町化屋803番地9	令和2年5月1日	令和8年4月30日
愛の訪問看護ステーション	医療法人伴帥会 理事長 貝田 英二	長崎県雲仙市愛野町甲3838番地1	令和2年4月1日	令和8年3月31日
しらかわ内科クリニック	白川 琢大	長崎県杵岐市芦辺町諸吉仲触4-1	令和2年5月1日	令和8年4月30日
あしべ薬局	有限会社あしべ薬局 取締役 森 良輔	長崎県杵岐市芦辺町諸吉仲触3-6	令和2年5月1日	令和8年4月14日
株式会社マスヤ薬局	株式会社マスヤ薬局 代表取締役 松尾 勝弘	長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷1009番地	令和2年6月1日	令和8年5月31日
いのうえ歯科・矯正歯科	医療法人 春陽会 理事長 井上 陽介	長崎県諫早市青葉台29番地	令和2年5月1日	令和8年4月30日
きらら薬局	株式会社RA S o l e 代表取締役 河村 綾子	長崎県大村市富の原2-249-2	令和2年5月1日	令和8年4月30日
みさかえの園総合発達医療福祉センターむつみの家	社会福祉法人 聖家族会 理事長 西村 和子	長崎県諫早市小長井町牧570番地1	令和2年4月1日	令和8年3月31日
みさかえの園総合発達医療福祉センターむつみの家(歯科分)	社会福祉法人 聖家族会 理事長 西村 和子	長崎県諫早市小長井町牧570番地1	令和2年4月1日	令和8年3月31日
社会福祉法人あすか福祉会あすか訪問看護ステーション	社会福祉法人あすか福祉会 理事長 素花 源之	長崎県対馬市厳原町東里338-1	令和2年5月1日	令和8年4月30日

長崎県告示第452号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和2年6月19日

長崎県知事 中村 法道

(変 更)

区分	医療機関名	開設者	所在地	変更事項	変更年月日
旧	うえだ内科・脳神経内科クリニック	医療法人 樹愛会 理事長 宮村 通典	長崎県大村市諏訪1丁目670-1	医療機関名称	令和2年4月1日
新	うえだ記念内科クリニック				

旧	医療法人 新成会 川崎胃腸科外科医院	医療法人 新成会 理事長 川崎 智子	長崎県西彼杵郡長与町岡郷37番地11	医療機関名称	令和2年4月1日
新	医療法人 新成会 川崎医院				

長崎県告示第453号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和2年6月19日

長崎県知事 中村 法道

（廃 止）

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	廃止年月日
いのうえ歯科・矯正歯科	井上 陽介	長崎県諫早市青葉台29番地	令和2年4月30日
きらら薬局	河村 綾子	長崎県大村市富の原2-249-2	令和2年4月30日

長崎県告示第454号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和2年6月19日

長崎県知事 中村 法道

（指 定）

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
あん摩マツサージ指圧	高橋 慶隆	長崎県東彼杵郡川棚町百津郷1300			令和2年4月15日
はり・きゅう	高橋 慶隆	長崎県東彼杵郡川棚町百津郷1300			令和2年4月15日
柔道整復	田中 陽奈子	長崎県諫早市城見町45番28号			令和2年5月12日
はり・きゅう	宮原 亜莉沙	長崎県西彼杵郡時津町浜田郷548-1 西時津ハイツD-4			令和2年6月1日
柔道整復	田代 裕也	諫早市原口町636 オーナーズビル201 101号室			令和2年3月1日
柔道整復	廣田 淳	雲仙市愛野町甲377	愛野ひろた整骨院	長崎県雲仙市愛野町甲3808-3	令和2年5月26日

長崎県告示第455号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和2年6月19日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

業務の種類	指定施術機関名 (施術者氏名)	施術者住所	施術所名称 (施術所を開設している場合)	施術所所在地 (施術所を開設している場合)	廃止年月日
柔道整復	島田 洋文	大村市諏訪2-507-32	島田 洋文(出張専業)	大村市諏訪2-507-32	令和2年5月31日

長崎県告示第456号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和2年6月19日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	指定年月日
医療法人 明和会 伊崎脳神経外科・ 内科	長崎県大村市東本 町168	医療法人 明和会 理事長 伊崎 明	長崎県大村市東本 町168	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和2年4月1日

長崎県告示第457号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり手数料徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年6月19日

長崎県知事 中村 法道

- 1 委託年月日
令和2年5月29日
- 2 受託者の住所及び氏名
長崎県長崎市茂里町3番24号
社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会 会長 出口 啓二郎
- 3 委託事務の内容
長崎県手数料条例(昭和24年長崎県条例第47号)別表第1福祉保健部の表32の項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験試験問題作成手数料の徴収事務
- 4 委託期間
令和2年5月29日から令和3年3月31日まで

長崎県告示第458号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関(精神通院医療)から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

令和2年6月19日

長崎県知事 中村 法道

	指定医療機関の名称	所在地	変更年月日
新	なし	佐世保市黒髪町3番28号	令和2年6月1日
旧	訪問看護ステーション こころ佐世保	佐世保市田原町17番27号フォルムアイ101	

長崎県告示第459号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年6月19日

長崎県知事 中村 法道

- 1 委託年月日
令和2年4月1日
- 2 受託者の住所及び氏名
 - (1) 長崎市興善町6番7号
長崎西彼農業協同組合 代表理事組合長 森口 純一
 - (2) 島原市萩原二丁目5192番地1
島原雲仙農業協同組合 代表理事 岩本 猛
 - (3) 佐世保市吉井町立石12番地1
ながさき西海農業協同組合 代表理事組合長 松田 辰郎
- 3 委託事務
農業改良資金貸付金に係る償還金及び未収金の収納事務
- 4 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

長崎県告示第460号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和2年6月19日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林予定森林の所在場所
南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷字山ノ神25の1、25の10から25の17まで、25の21、25の23、25の26、字築地38の1（次の図に示す部分に限る。）、38の2、39の6、39の8、39の10、39の12から39の14まで、39の16、39の19から39の21まで、40の2、40の4
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字山ノ神25の1・25の13・25の14（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字築地38の2・39の6・39の8・39の12（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、38の1
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び新上五島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第461号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和2年6月19日

長崎県知事 中村 法道

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所
諫早市森山町唐比西字五本松37の1・字塔ノ本42（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
風害の防備
 - (3) 解除の理由
指定理由の消滅
 - 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
諫早市森山町唐比西字五本松37の1・字塔ノ本42（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
潮害の防備
 - (3) 解除の理由
指定理由の消滅
 - 3 (1) 解除予定保安林の所在場所
諫早市森山町唐比西字五本松37の1・字塔ノ本42（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び諫早市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年6月19日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路線名 202号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市有福町11番1地先から 佐世保市有福町11番1地先まで	前	16.0~18.7	29.8	
	後	16.3~27.1	29.8	

長崎県告示第463号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年6月19日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 福江富江線	五島市浜町247番1地先から 五島市浜町136番1地先まで	令和2年6月19日

長崎県告示第464号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年6月19日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 202号	佐世保市有福町11番6地先から 佐世保市有福町11番1地先まで	令和2年6月19日

公 告**大規模小売店舗の新設の届出（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和2年6月19日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ諫早店
長崎県諫早市長野町1612-1 他8筆
- 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下 陽一
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下 陽一
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年2月6日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,650平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
第1駐車場 74台
第2駐車場 28台 計102台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
建物北側 30台
 - 荷さばき施設の位置及び面積
建物南側 177.6平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南側 28.62立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社九州ケーズデンキ 午前9時から午後9時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
第1駐車場 2箇所（店舗敷地 北側、西側）
第2駐車場 1箇所（店舗敷地外 南西側） 計3箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前9時から午後5時

2 届出年月日

令和2年6月5日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、諫早市商工振興部商工観光課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和2年6月19日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス大村店
長崎県大村市協和町628-2

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

東京センチュリー株式会社 代表取締役 野上 誠
東京都千代田区神田練堀町3番地

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）東京センチュリー株式会社 代表取締役 浅田 俊一
（変更後）東京センチュリー株式会社 代表取締役 野上 誠

(4) 変更の年月日

令和2年4月1日

2 届出年月日

令和2年6月5日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び大村市産業振興部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理

由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

令和2年度職業訓練指導員試験の実施（公告）

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり行う。

令和2年6月19日

長崎県知事 中村 法道

1 試験を実施する職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる全職種

2 試験の科目

学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

3 受験資格

- (1) 4の表において、実技試験及び関連学科試験が免除される者であること。
- (2) 次の表に掲げる者であること。

区 分	実 務 経 験
長期養成課程の指導員養成訓練を修了した者	1 年 以 上
短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（短期養成課程の指導員養成訓練にあっては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力若しくは職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者又は指定講習受講資格者であって職業能力開発総合大学の長が定める科目を履修した者に限る。）	1 年 以 上
免許職種に関し応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	不 要
免許職種に関し専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	1 年 以 上
免許職種に関し普通課程の普通職業訓練を修了した者	2 年 以 上
免許職種に関し専修訓練課程の普通職業訓練（900時間以上）を修了した者	3 年 以 上
免許職種に関し短期課程の普通職業訓練（700時間以上）を修了した者	3 年 以 上
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	1 年 以 上
学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2 年 以 上
学校教育法による高等学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	3 年 以 上
学校教育法による高等学校を卒業した者	5 年 以 上
学校教育法による専修学校又は各種学校（厚生労働大臣が指定したものに限る。）において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年から4年以上
実務の経験者	8 年 以 上
免許職種に関し技能検定試験に合格した者	不 要
他の法令による資格取得者（職業能力開発促進法施行規則別表第11の3）	不 要
その他厚生労働大臣が別に定める者	厚生労働大臣が別に定める期間

4 試験の免除の範囲

免 許 職 種	免除を受けることができる者	免 除 の 範 囲			
		実 技	学 科		
			関 連 学 科		指 導 方 法
			系基礎 学 科	専 攻 学 科	
全 職 種	免許職種に関し1級又は単一等級の技能検定に合格した者（単一等級に係る電子回路接続及びバルコニー施工を除く。）	○	○	○	
	免許職種に関し2級の技能検定に合格した者	○			
	職業訓練指導員免許を受けた者		△		○
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において実技試験に合格している者	○			
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験に合格している者		○	○	○
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験に一部合格している者		合格した学科試験について免除		
	短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者				○
	免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者		○	○	
	免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者	○			
	免許職種に関し応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者		○	○	
	免許職種に関し専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者		○	○	
	学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者		○	○	
	溶 接 科	ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）による特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○	○
電 子 科	電波法（昭和25年法律第131号）による第1級陸上無線技術士の免許を有する者				
自 動 車 整 備 科	自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、1級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士若しくは2級二輪自動車整備士、自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令（平成12年運輸省令第35号。以下「平成12年省令」という。）による改正前の自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士又は自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令（昭和53年運輸省令第23号。以下「昭和53年省令」という。）による改正前の自動車整備士技能検定規則による2級三輪自動	○	○	○	

他 の 法 令 に よ る 免 除 の 範 囲		車整備士の技能検定の合格証書を有する者				
	自動車 車体整備科	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士若しくは2級ジーゼル自動車整備士、平成12年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士又は昭和53年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	車枠及び 車体整備 法を除く。
		自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者				
	航空機 整備科	航空法（昭和27年法律第231号）による1等航空整備士若しくは2等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者				
	測 量 科	測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の試験の合格証書を有する者				
	ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	○	○	○	
	電気通信科	電波法による第1級総合無線通信士の免許を有する者				
	臨床検査科	医師法（昭和23年法律第201号）による医師国家試験、歯科医師法（昭和23年法律第202号）による歯科医師国家試験又は獣医師法（昭和24年法律第186号）による獣医師国家試験の合格証書を有する者				
	事 務 科	公認会計士法（昭和23年法律第103号）による公認会計士試験の第2次試験若しくは第3次試験又は税理士法（昭和26年法律第237号）による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者				
		商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づいて商工会議所が行う簿記に関する1級の技能の検定の合格証書を有する者	簿記			簿記
和 裁 科	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する1級又は2級の技能の検定の合格証書を有する者	○				

(注) ○印は、免除される範囲

△印は、当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。

5 受験資格の欠格

次の各号のいずれかに該当する者は、受験できない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

6 試験の日時及び場所

- (1) 日時
令和2年9月6日（日） 午後1時から午後2時まで
- (2) 場所
長崎県庁（行政棟）318会議室（長崎市尾上町3-1）

7 受験申請手続

- (1) 提出書類
 - ア 受験申請書 1通
 - イ 履歴書 1通
 - ウ 写真 2枚

(縦4センチメートル、横3センチメートル、申請前6か月以内に撮影した正面脱帽半身像、裏面に氏名を記入したものとし、うち1枚を申請書に貼ること。)

エ 受験資格及び試験の免除資格を証明する書類(合格証等の写し)

(2) 受験申請の受付期間及び受付時間

令和2年7月1日(水)から令和2年7月31日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の間の午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県産業労働部雇用労働政策課

なお、郵送の場合は書留郵便とし、令和2年7月31日付けの消印まで有効とする。

(4) 受験手数料 3,100円

ア 受験手数料相当額の長崎県収入証紙を申請書の所定欄に貼ること。

イ 受験手数料は、申請書受理後いかなる理由があっても返還しない。

(5) 受験票の交付

申請書受理後、審査のうえ後日送付する。

8 合否判定の基準

学科試験の指導方法について、満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

9 合格証書の交付

令和2年9月23日(水)までに合格者に合格証書を交付する。

10 その他

(1) 受験案内及び申請書は、長崎県雇用労働政策課において配付する。受験案内及び申請書の用紙を郵送により請求する場合は、「職業訓練指導員試験受験案内請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒(縦33センチメートル、横24センチメートル、返信宛先明記、140円分切手貼付)を同封のうえ、7(3)の提出先に請求すること。

(2) その他試験について不明な点は、長崎県雇用労働政策課(095-895-2717(直通))へ問い合わせること。

土地改良区の定款変更の認可(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更(令和2年3月27日総会議決)を認可した。

令和2年6月19日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 見岳土地改良区
認可年月日 令和2年6月9日

土地改良区の定款変更の認可(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更(令和2年3月25日総会議決)を認可した。

令和2年6月19日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 空池原土地改良区
認可年月日 令和2年6月9日

土地改良区の定款変更の認可(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更(令和2年3月15日総会議決)を認可した。

令和2年6月19日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 宇良土地改良区
認可年月日 令和2年6月11日

教育委員会告示

長崎県教育委員会告示第5号

令和3年度の県立高等学校・県立中学校の生徒募集定員を次のとおり定める。

令和2年6月19日

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

令和3年度 県立高等学校・県立中学校生徒募集定員

[県立高等学校]
(全日制の課程)

学 校 名	学 科 名	募 集 定 員	学 級 数	参 考 事 項	
長 崎 東	普 通 ・ 国 際	280 (160)	7	※募集定員280名については、普通科・国際科のくくり募集とする。 ()内の数字は、併設の県立長崎東中学校以外からの募集定員を内数で示す。	
		※ { 普通科200 国際科 80			
長 崎 西	普 通	200	5		
	理系コース	80	2		
長 崎 南	普 通	240	6		
長 崎 北	普 通	240	6		
長 崎 北 陽 台	普 理 通 数	240 40	6 1		
佐 世 保 南	普 通	240	6		
佐 世 保 北	普 通	240 (120)	6		()内の数字は、併設の県立佐世保北中学校以外からの募集定員を内数で示す。
佐 世 保 西	普 通	240	6		()内の数字は、併設の県立諫早高等学校附属中学校以外からの募集定員を内数で示す。
宇 久 原	普 通 通 数	40 200	1 5		
諫 早	普 通	40	1		
	普 通	280 (160)	7		
西 諫 早 陵 東 村	普 普 普 数 理 探 究	240 80 240 40	6 2 6 1		
猶 興 館	普 理 通 数	40 40	1 1		
松 浦	普 通 業 通	80 40	2 1		
対 馬	普 商 普 商 国 際 文 化 交 流	120 40 40 40	3 1 1 1		
豊 上 対 玉 馬 岐 島	普 普 普 普 衛 生 看 護	40 80 160 160 40	1 2 4 4 1		
五 島 南 留 崎 杵 見	普 普 普 普 普	80 80 80 80 120	2 2 2 2 3		

小 浜	普 通	40	1
	総 合 ビ ジ ネ ス	40	1
口 加	普 通	54	}
	福 祉	26	
	普 通		
	グ ロー カ ル コー ス	40	1
川 棚	普 通	80	2
	生 活 総 合	40	1
波 佐 見	普 通	60	}
	美 術 ・ 工 芸	20	
	商 業	40	1
北 松 西	普 通	40	1
上 五 島	普 通	120	3
	電 気 情 報	40	1
中 五 島	普 通	40	1
島 原 農 業	農 業 ビ ジ ネ ス	40	1
	食 品 サ イ エ ン ス	40	1
	生 活 創 造	40	1
諫 早 農 業	農 業 科 学	40	1
	動 物 科 学	40	1
	環 境 創 造	40	1
	農 業 土 木	40	1
	バ イ オ 園 芸	40	1
	食 品 科 学	40	1
	生 活 科 学	40	1
北 松 農 業	生 物 生 産	40	1
	食 品 流 通	40	1
	生 活 科 学	40	1
西 彼 農 業	食 料 サ イ エ ン ス	40	1
	生 活 デ ザ イ ン	40	1
長 崎 工 業	機 械	40	1
	機 械 シ ス テ ム		
	電 子 機 械 コー ス	}	1
	造 船 コー ス		
	電 気	40	1
	電 子 工 学	40	1
	情 報 技 術	40	1
	建 築	40	1
	工 業 化 学	40	1
	イ ン テ リ ア	40	1
佐 世 保 工 業	機 械	40	1
	電 子 機 械	40	1
	電 気	40	1
	電 子 工 学	40	1
	建 築	40	1
	土 木	40	1

鹿 町 工 業	機 械	40	1
	電 気	40	1
	電 子 工 学	40	1
	土 木 技 術	40	1
島 原 工 業	機 械 シ ス テ ム	40	1
	電 気 電 子	40	1
	建 築 技 術	40	1
大 村 工 業	機 械	80	2
	機 械 シ ス テ ム	40	1
	電 気	40	1
	電 子 工 学	40	1
	建 築	40	1
	建 設 工 業	40	1
	化 学 工 学	40	1
佐 世 保 商 業	会 計 ビ ジ ネ ス	80	2
	情 報 マーケティング	80	2
	国 際 コミュニケーション	40	1
島 原 商 業	商 業	40	1
	情 報 処 理	40	1
	家 政	40	1
諫 早 商 業	商 業	160	4
	情 報	40	1
	国 際 コミュニケーション	40	1
壱 岐 商 業	商 業	80	2
	情 報 処 理	40	1
長 崎 鶴 洋	水 産	80	2
	総 合	80	2
長 崎 明 誠	総 合	160	4
佐 世 保 東 翔	総 合	120	3
大 村 城 南	総 合	160	4
平 戸	総 合	40	1
五 島 海 陽	総 合	80	2
島 原 翔 南	総 合	80	2
清 峰	総 合	160	4
合 計		8,680	217

(備考) 特別の理由がある学校においては、教育委員会と協議の上、実情に応じ、定員を超えて入学を許可することができる。

(定時制の課程)

学 校 名	学 科 名	募 集 定 員	学 級 数	参 考 事 項
鳴 滝 佐 世 保 中 央	普 通	40	1	昼間部
	商 業	40	1	
	普 通	40	1	
	普 通	40	1	
	エンカレッジコース	40	1	
	商 業			
島 原 諫 早 大 村 五 島 長 崎 工 業	エンカレッジコース	40	1	昼間部
	普 通	40	1	
	普 通	40	1	
	普 通	40	1	
	普 通	40	1	
	建 築	40	1	
佐 世 保 工 業	工 業 技 術	40	1	
	工 業 技 術	40	1	
合 計		560	14	

(備考) 特別の理由がある学校においては、教育委員会と協議の上、実情に応じ、定員を超えて入学を許可することができる。

(通信制の課程)

学 校 名	学 科 名	募 集 定 員	参 考 事 項
鳴 滝	普 通	300	
佐 世 保 中 央	普 通	300	
合 計		600	

(離島留学に関する学科・コース等)

学 校 名	学 科 名	コ ー ス 名 等	募 集 定 員	参 考 事 項
対 馬	国際文化交流		※40	
壱 岐	普 通	東アジア歴史・中国語	20程度	
五 島	普 通	ス ポ ー ツ	20程度	
五 島 南	普 通	夢 ト ラ イ	20程度	
奈 留	普 通	イングリッシュ・アイランド・スクール	※10程度	

※対馬高校については再掲であり、奈留高校については定員40（再掲）の枠内で受け入れる。

[県立中学校]

学 校 名	募 集 定 員	学 級 数	参 考 事 項
長 崎 東	120	3	
佐 世 保 北	120	3	
諫 早 高 等 学 校 附 属	120	3	
合 計	360	9	

正 誤

令和2年5月29日付長崎県公報第10925号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
991	18	167.3	167.5

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一
二一
四一

印刷所
長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト